

いじめ再調査に係る再発防止策等検討会設置要領

(目的)

第1条 鹿児島県いじめ再調査委員会の調査報告書（以下「再調査報告書」という。）を踏まえた再発防止策等を検討するため、有識者等から成る検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、再調査報告書を踏まえ、次に掲げる事項を検討する。

- (1) いじめの防止等のための対策
- (2) 重大事態の発生防止策及び重大事態が発生した後の学校等の対応
- (3) いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方
- (4) いじめの防止等のための対策の今後の検証の方法

(組織)

第3条 検討会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、いじめの防止等に関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事項の検討が終了する日までとする。

(役員)

第5条 検討会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 検討会に会長を補佐するため副会長を置く。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議（以下、この条において「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料提出その他の協力)

第7条 検討会は、適当と認める者に対して会議への出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、非公開の議決をした場合を除き、公開とする。

(議事録の作成)

第9条 検討会を開催したときは、開催日時及び場所、出席した委員の氏名、議事の項目その他必要な事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、総務部において処理する。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。